

少年指導委員の委嘱等に関する内規

昭和60年 1月23日

公安委員会内規1号

(趣旨)

第1条 この内規は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「法」という。)及び少年指導委員規則(昭和60年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。)に基づき山口県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が行う少年指導委員の委嘱等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(配置地域)

第2条 少年指導委員の配置地域は、少年を取り巻く社会環境、少年非行情勢等を勘案して、山口県警察本部長(以下「本部長」という。)が定める。

(活動区域)

第3条 少年指導委員の活動区域は、当該少年指導委員の配置地域とする。

(委嘱)

第4条 少年指導委員の活動区域を管轄する警察署長(以下「警察署長」という。)は、当該活動区域の実情に精通している者のうちから、法第38条第1項に定める要件(以下「資格要件」という。)を満たし少年指導委員としてふさわしい者を選んで公安委員会に推薦するものとする。この場合において、警察署長は少年の健全な育成のための関係機関、団体等の意見を尊重するものとする。

2 前項の少年指導委員の推薦に当たっては、少年指導委員推薦書(別記第1号様式)により行うものとする。

3 公安委員会は、推薦のあった者について審査を行い、資格要件を満たしている場合は委嘱状(別記第2号様式)を交付して委嘱する。

4 公安委員会は、少年指導委員を委嘱したときは、警察署長に対し、当該少年指導委員の氏名及び連絡先を関係住民に周知させる措置を執らせるものとする。

5 前各号の規定は、再委嘱する場合について準用する。

(研修)

第5条 公安委員会は、本部長又は警察署長に対し、すべての少年指導委員を対象におおむね1年ごとに1回、規則第7条に規定する定期研修を行わせるものとする。

2 公安委員会は、少年指導委員を新たに委嘱したときは、本部長又は警察署長に対し、速やかに規則第7条に規定する委嘱時研修を行わせるものとする。

(解嘱)

第6条 警察署長は、少年指導委員が法第38条第6項に規定する解嘱事由に該当すると認めるときは、公安委員会に対し、速やかに当該少年指導委員の解

囑を具申するものとする。

- 2 前項の具申に当たっては、少年指導委員解囑具申書（別記第3号様式）により行うものとする。
- 3 少年指導委員を解囑する場合における規則第8条の弁明の機会の付与に当たっては解囑の理由並びに弁明を聴くための期日及び場所を期日の2週間前までに当該少年指導委員に通知するものとする。

（立入り）

第7条 公安委員会は、法第38条の2第1項の規定により少年指導委員に立入りをさせるときは、警察署長に対し、同条第2項に規定する指示をさせるものとする。

- 2 公安委員会は、少年指導委員が立入りをしたときは、その結果を警察署長に報告させるものとする。